

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会

の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する

法律案(衆第一四号)(衆議院提出)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、任期の特例

1 平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙により選出される議会の議員又は長(以下「特例対象議員等」という。)

の任期は、当該地方公共団体の議会が、平成三十年十月三十一日までに、特例対象議員等の任期満了の日として平成三十五年四月一日から同月三十日までの期間内のいずれかの日を定める旨の議決をしたときは、地方自治法第九十三条第一項(議会の議員の任期)又は第四百四十条第一項(長の任期)の規定にかかわらず、当該議決で定める日に満了する。

2 1の議決に係る議案は、特例対象議員等のうち議会の議員の任期満了の日に係るものにあつては議会

の議員又は委員会が、特例対象議員等のうち長の任期満了の日に係るものにあつては長が、それぞれ議会に提出することができる。

3 1の議決については、議員数の四分の三以上の者が出席し、その五分の四以上の者の同意がなければならぬ。

4 1の地方公共団体は、1の議決があつたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

5 地方自治法第七十九条第一項本文（長の専決処分）の規定は、1の議決に係る事件については、適用しない。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。